

Actus Newsletter

民間投資活性化等のための税制改正(速報)



10月1日に、自民党と公明党から「民間投資活性化等のための税制改正大綱」が公表されました。同日に決定された平成26年4月からの消費税8%引上げに関連し、引上げに伴う経済対策と成長力強化のため総合的対策が必要として、通常の年度改正とは切り離して前倒しで決定されたものです。今回発表された税制改正大綱の内容について、主要論点のポイントを解説します。

( 増税  減税)

■ 法人課税

民間投資活性化等のための税制改正は、主に法人を対象としており、投資と雇用の拡大を図る内容になっています。また、改正項目はすべて減税措置になっています。

※今回の改正内容は、「産業競争力強化法」を前提とした内容が多く盛り込まれています。

※産業競争力強化法は、成長戦略を実現するため、産業の新陳代謝の促進や成長市場の育成を旨とした法律で、今秋の臨時国会で成立の予定です。

項目	内容	適用期日等								
生産性向上設備 投資促進税制 【新設】 	<p>○産業競争力強化法に定める生産性向上設備等¹を取得し、事業供用した場合、特別償却又は税額控除（法人税額の20%限度）が選択適用できる。</p> <p>○生産性向上設備等（1. 又は 2.）</p> <p>1. 先端設備 最新モデルかつ生産性向上（年平均生産性1%以上向上）要件をみたす次の資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類と取得価額要件</th> <th>対象となるものの 用途・細目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置 (160万円以上)</td> <td>限定なし</td> </tr> <tr> <td>工具 (120万円以上(30万円以上のもので年合計すると120万円以上でも可))</td> <td>ロール</td> </tr> <tr> <td>器具備品 (120万円以上(30万円以上のもので年合計すると120万円以上でも可))</td> <td>イ. 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの ロ. 冷房用又は暖房用機器 ハ. 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ニ. 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） ホ. 電子計算機 （サーバー（ソフトウェア（OS）を同時に取得するものに限る。）に限る。） ヘ. 試験又は測定機器</td> </tr> </tbody> </table>	種類と取得価額要件	対象となるものの 用途・細目	機械装置 (160万円以上)	限定なし	工具 (120万円以上(30万円以上のもので年合計すると120万円以上でも可))	ロール	器具備品 (120万円以上(30万円以上のもので年合計すると120万円以上でも可))	イ. 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの ロ. 冷房用又は暖房用機器 ハ. 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ニ. 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） ホ. 電子計算機 （サーバー（ソフトウェア（OS）を同時に取得するものに限る。）に限る。） ヘ. 試験又は測定機器	<p>産業競争力強化法の施行日から平成29年3月31日までに取得等した設備について</p> <p>※平成26年4月1日前に終了する事業年度（今期）</p> <p>産業競争力強化法の施行日から平成26年3月31日までに取得等したものは、平成26年4月1日を含む事業年度において適用</p>
種類と取得価額要件	対象となるものの 用途・細目									
機械装置 (160万円以上)	限定なし									
工具 (120万円以上(30万円以上のもので年合計すると120万円以上でも可))	ロール									
器具備品 (120万円以上(30万円以上のもので年合計すると120万円以上でも可))	イ. 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの ロ. 冷房用又は暖房用機器 ハ. 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ニ. 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） ホ. 電子計算機 （サーバー（ソフトウェア（OS）を同時に取得するものに限る。）に限る。） ヘ. 試験又は測定機器									

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="435 114 719 230">建物（120 万円以上（60 万円以上のもので年合計すると 120 万円以上でも可））</td> <td data-bbox="719 114 1251 230">断熱材及び断熱窓</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 230 719 504">建物附属設備（120 万円以上（60 万円以上のもので年合計すると 120 万円以上のもので可））</td> <td data-bbox="719 230 1251 504">イ. 電気設備（照明設備を含む）のうちその他のもの ロ. 冷房、暖房、通風またはボイラー設備 ハ. 昇降機設備 ニ. アーケード又は日よけ設備 ホ. イ～ニ以外のその他のもの（日射調整フィルムに限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 504 719 779">ソフトウェア（中小企業者等が取得等するものに限る。） （70 万円以上（30 万円以上のもので年合計すると 70 万円以上のもので可））</td> <td data-bbox="719 504 1251 779">設備の稼働状況等の情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの</td> </tr> </table>	建物（120 万円以上（60 万円以上のもので年合計すると 120 万円以上でも可））	断熱材及び断熱窓	建物附属設備（120 万円以上（60 万円以上のもので年合計すると 120 万円以上のもので可））	イ. 電気設備（照明設備を含む）のうちその他のもの ロ. 冷房、暖房、通風またはボイラー設備 ハ. 昇降機設備 ニ. アーケード又は日よけ設備 ホ. イ～ニ以外のその他のもの（日射調整フィルムに限る。）	ソフトウェア（中小企業者等が取得等するものに限る。） （70 万円以上（30 万円以上のもので年合計すると 70 万円以上のもので可））	設備の稼働状況等の情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの													
建物（120 万円以上（60 万円以上のもので年合計すると 120 万円以上でも可））	断熱材及び断熱窓																			
建物附属設備（120 万円以上（60 万円以上のもので年合計すると 120 万円以上のもので可））	イ. 電気設備（照明設備を含む）のうちその他のもの ロ. 冷房、暖房、通風またはボイラー設備 ハ. 昇降機設備 ニ. アーケード又は日よけ設備 ホ. イ～ニ以外のその他のもの（日射調整フィルムに限る。）																			
ソフトウェア（中小企業者等が取得等するものに限る。） （70 万円以上（30 万円以上のもので年合計すると 70 万円以上のもので可））	設備の稼働状況等の情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの																			
<p>中小企業投資促進税制 【延長、拡充】 </p>	<p>2. 生産ラインやオペレーション改善に資する設備 投資計画上の投資利益率が 15%以上（中小企業者等は 5%以上）であることの経済産業局の確認を受けた機械装置、工具器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア（金額要件は、先端設備と同じ）</p> <p>○特別償却の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>特別償却</td> <td>～28. 3. 31</td> <td>～29. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>機械装置など 下記以外</td> <td>即時償却</td> <td>50%特別償却</td> </tr> <tr> <td>建物、構築物</td> <td>即時償却</td> <td>25%特別償却</td> </tr> </table> <p>○税額控除の割合</p> <table border="1"> <tr> <td>税額控除</td> <td>～28. 3. 31</td> <td>～29. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>機械装置など 下記以外</td> <td>5%税額控除</td> <td>4%税額控除</td> </tr> <tr> <td>建物、構築物</td> <td>3%税額控除</td> <td>2%税額控除</td> </tr> </table> <p>○中小企業投資促進税制を、平成 29 年 3 月 31 日まで 3 年間延長</p> <p>○特定機械装置等が生産性向上設備等に該当する場合、即時償却又は 7%（資本金 3000 万円以下の中小企業者等は 10%）の税額控除</p>	特別償却	～28. 3. 31	～29. 3. 31	機械装置など 下記以外	即時償却	50%特別償却	建物、構築物	即時償却	25%特別償却	税額控除	～28. 3. 31	～29. 3. 31	機械装置など 下記以外	5%税額控除	4%税額控除	建物、構築物	3%税額控除	2%税額控除	<p>平成 29 年 3 月 31 日まで</p> <p>産業競争力強化法の施行日から平成 29 年 3 月 31 日までに取得等した設備について</p>
特別償却	～28. 3. 31	～29. 3. 31																		
機械装置など 下記以外	即時償却	50%特別償却																		
建物、構築物	即時償却	25%特別償却																		
税額控除	～28. 3. 31	～29. 3. 31																		
機械装置など 下記以外	5%税額控除	4%税額控除																		
建物、構築物	3%税額控除	2%税額控除																		

<p>少額減価償却資産の取得価額の特例 【延長】 ↓</p>	<p>○中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（30万円未満の少額資産の損金算入の特例）を、平成28年3月31日まで2年間延長</p>	<p>平成28年3月31日まで</p>
<p>研究開発税制の見直し 【延長、拡充】 ↓</p>	<p>○研究開発税制の上乗せ措置（増加型・高水準型）を、平成29年3月31日までに開始する事業年度まで3年間延長</p> <p>○増加型の税額控除割合を引上げ（改正前：現行5%） （改正案：試験研究費の増加割合に応じた税額控除割合（5%～30%）に変更）</p>	<p>平成29年3月31日まで</p>
<p>既存建築物の耐震改修投資促進税制 【新設】 ↓</p>	<p>○耐震基準に適合する耐震改修を実施した場合、<u>その取得価額の25%の特別償却</u>をすることができる。</p> <p>○適用要件 1. 耐震診断結果を平成27年3月31日までに報告 2. 平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年以内に耐震改修の実施</p> <p>○耐震改修 地震に対する安全性向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替え</p>	<p>平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告</p> <p>報告後5年以内に耐震改修の実施</p>
<p>所得拡大促進税制 【延長、拡充】 ↓</p>	<p>○適用期限を平成30年3月31日まで2年間延長</p> <p>○要件の緩和</p> <p>1. 雇用者給与等支給増加割合の緩和（現行：5%以上） ・平成27年4月1日前に開始する事業年度：2%以上 ・平成27年4月1日～平成28年3月31日までに開始の事業年度：3%以上 ・平成28年4月1日～平成30年3月31日までに開始の事業年度：5%以上</p> <p>2. 平均給与等支給額の要件の緩和（現行：前年度以上であること） ・国内雇用者に対する給与等を継続雇用者に対する給与等に見直す ・前年度を上回ること</p>	<p>平成30年3月31日まで</p>
<p>ベンチャー投資促進税制 【創設】 ↓</p>	<p>○産業競争力強化法で経営支援をするベンチャーファンドを認定する仕組みが設けられる</p> <p>○上記ベンチャーファンドへ投資した法人が、損失リスクに備えるために積み立てる一定の準備金（新事業開拓事業者投資損失準備金）について損金算入できる</p>	<p>平成26年4月1日以後に終了する事業年度</p>
<p>事業再編促進税制 【創設】 ↓</p>	<p>○産業競争力強化法で同業種間の事業統合を含めた収益力の飛躍的な向上を目指す「事業再編」を認定する仕組みが設けられる</p> <p>○出資法人が、損失リスクに備えるために積み立てる一定の準備金（特定事業再編投資損失準備金）について損金算入できる</p> <p>○出資設立される法人の登録免許税は、軽減される</p>	<p>平成26年4月1日以後に終了する事業年度</p>